

令和6年度 第1回六ツ美中部小学校学校運営協議会 次第

日 時 令和6年4月15日（月）

15時00分～

場 所 六ツ美中部小学校 校長室

（進行 事務局）

1 開会

2 校長挨拶

3 会長・副会長選出

4 会長挨拶

（進行 会長）

5 委員自己紹介

6 協議事項

（1）学校運営に関する基本方針について（校長）【別添1】

① 教育目標

② 経営方針

③ 本年度の重点努力目標

（2）主な学校行事等の予定について（事務局）【別添2】

（3）六ツ美中部小学校の地域学校協働体制について（校長）【別添3】

（4）その他

7 その他

（1）岡崎市学校運営協議会規則について【別添4】

（2）運動会について

（3）今後の特色ある教育活動・地域学校協働活動について【別添5】

（4）その他 4.18（木）菜の花を愛でる会 4.20（土）授業参観

5.9（木）ざくろの会 5.18（土）運動会

8 閉会（副会長挨拶）

（事務局：六ツ美中部小学校 教頭 吉川久美子 43-2260）

1 教育目標

別添1

(1) 本校の教育目標

子供が生涯をとおして心豊かにたくましく生き抜くことができるよう、校訓「誠」の精神を支柱に、本校のよき校風と伝統を継承しながら、**知・徳・体の調和のとれた中部っ子を育成する**ことを教育目標とする。

<目指す子ども>

- ・べんきょうがだいすきな子 (学びに向かう子)
- ・ちゅうぶがだいすきな子 (心豊かな子)
- ・うんどうがだいすきな子 (健康な子)

<スローガン>

いつもにこにこ元気な子

(2) 経営方針

<誰一人取り残さず、全ての児童の可能性を引き出す「魅力ある学校」をつくる>

- ア 気づき、考え、実行する活動を支え、主体的な学びを実現する。 → 自律
- イ 多様性を受け入れる共生社会の実現に向けた教育を推進する。 → 尊重
- ウ 創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。 → 創造
- エ 地域社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。 → 貢献
- オ 児童が自分自身の成長や努力を実感できる取組を推進する。 → 挑戦
- カ 家庭と連携し、子供の心身の健康を保つ取組を推進する。 → 健康

(3) 本年度の重点努力目標 ※令和5年度学校教育診断アンケート結果を踏まえて(資料)

ア 「分かる授業」の実現を軸にした学びに向かう子の育成

- ・児童が自分の考えや思いを表出する機会が増えるように、安全・安心な居場所づくりとともに、教材教具、展開、形態、教師支援等の視点で、**授業改善**を図る。
- ・個に応じた指導・支援、協働的な学びを一体的に充実させる。
- ・授業や行事等において、自分の**学びを振り返る活動**を大切にする。
- ・読解力、語彙力、豊かな情操、創造力等を養うため、**読書活動**の充実を図る。

イ 「居場所づくり」「絆づくり」を軸にした心豊かな子の育成

- ・児童の安全・安心を第一に、**教育相談活動**や**発達支持的生徒指導**を充実させる。
- ・他者との違いを理解し、尊重する態度を養うために、**道徳教育**を充実させる。
- ・学級活動や委員会活動、学校行事等において、合意形成、意思決定のプロセスを大切にしながら、児童の**主体的・創造的な活動**を展開する。
- ・地域の方から学ぶ活動や、地域の方とともにを行う活動、地域の自然を見つめたり、体験したりする活動を充実させる。
- ・コミュニティ・スクールとして、学校・家庭・地域との**協働体制**を強化する。
- ・SDGsの目標を踏まえ、**持続可能な社会の創り手を育てる教育**を推進する。

ウ 心身ともに健康な子の育成

- ・体育の授業において、種目や教材の開発、準備運動の方法や指導方法の工夫をするとともに、長放課等に運動場で**体を動かして遊ぶ機会**を増やす工夫をする。
- ・体を動かす喜び、できるようになる喜びを実感できるよう、**竹馬、一輪車、縄跳び**などに取り組む機会をつくる。
- ・担任と養護教諭、学校と家庭が連携し、子供の**基本的な生活習慣の確立**に向けた取組の充実を図る。

エ 働き方改革にかかる業務改善

- ・教職員が「やりがい」を実感できるよう、教育目標の実現のために教職員一人一人が取り組む教育活動を認め、任せる。
- ・困ったことはなんでも相談できるよう、**安心安全な職員室**づくりに努める。
- ・管理職による面談や研修を行い、効率的な仕事の進め方、優先順位のつけ方、業務の目的や目標の明確化など、**在校時間の自己管理意識の醸成**を図る。
- ・教職員の**協力体制**を構築し、業務の質を高めたり、計画的な年次休暇を取得し易い雰囲気を作ったりして、教職員の心身の健康を守る。

岡崎市立六ツ美中部小学校

【児童】

令和5年度学校教育診断アンケート結果

◎よくあてはまる ○ややあてはまる △あまりあてはまらない ×まったくあてはまらない

令和6年1月

No.	診断内容	0% 20% 40% 60% 80% 100%					R5	R4	増減
		◎	○	△	×	◎			
確かな学力	1 学校の学習はよくわかり、楽しいです	46.7	44.2	8.3	0.8	90.9	89.0	1.9	
	2 授業中は良い姿勢でえんぴつを正しくもち、学習することができます	32.4	50.8	14.3	2.5	83.2	73.0	10.2	
	3 進んで本を読んでいます	43.0	26.6	24.6	5.7	69.7	73.0	3.3	
	4 授業では、友だちの意見や感想をよく聞き友だちと学ぶことができます	61.9	34.0	3.7	0.4	95.9	93.0	2.9	
	5 相手に自分の考えや思いを伝えることができます	43.4	36.9	16.8	2.9	80.3	86.0	5.7	
	6 学校で学んだことを生活や他の学習で使ったり、人に伝えたりすることができますか	47.1	39.3	11.9	1.6	86.5	88.0	1.5	
	7 昼の英語やビデオなど英語の授業が楽しくできています	67.1	23.5	7.8	1.6	90.5	86.0	4.5	
	8 タブレットの使い方のルールを守っています	88.9	10.2	0.8	99.2	97.0	2.2		
	9 家で学年×10分の学習をしています（読書や習い事の時間も含まれます）	52.5	31.1	12.3	4.1	83.6	86.0	2.4	
たくましい子	10 「早寝、早起き、朝ごはん」など、規則正しい生活ができています	42.2	38.5	15.6	3.7	80.7	80.0	0.7	
	11 給食の時間は楽しく、できるだけ残さないようにしています	69.1	20.2	10.3	0.4	89.3	92.0	2.7	
	12 体育の授業や体育の行事（運動会、マラソン大会など）に進んで取り組んでいます	72.1	21.7	4.9	1.2	93.9	92.0	1.9	
	13 放課や自由な時間に運動（鬼ごっこ、ボール遊び、竹馬、一輪車、かけ足、なわとびなど）を進んで取り組んでいます	52.9	22.5	16.8	7.8	75.4	78.0	2.6	
心豊かな子	14 進んであいさつができています	59.8	30.7	9.0	0.4	90.6	87.0	3.6	
	15 進んで身の回りの整理整頓ができています	45.9	43.0	9.8	1.2	88.9	85.0	3.9	
	16 学級の係や当番の仕事がきちんとできています	68.4	28.7	2.9	97.1	95.0	2.1		
	17 いじめをしないで、どの学年の友だちも大切にしています	72.5	25.0	2.0	0.4	97.5	97.0	0.5	
	18 学区のことについて詳しくなり、大切に考えるようになりました	42.8	46.1	9.5	1.6	88.9	83.0	5.9	
	19 地域の人から学んだり、体験したりすることが好きです	52.7	30.0	14.0	3.3	82.7	81.0	1.7	
その他	20 (1・2・3年) 学校行事や学習をとおして、自分に自信がつけたり、自分のことが好きになりました(4・5・6年) 委員会やクラブ活動に進んで参加し、良い経験になりました	62.7	28.7	6.6	2.0	91.4	90.0	1.4	
	21 先生たちは、困ったときには話を聞いたり、相談にのってくれたりしています	63.1	32.8	4.1	95.9	88.0	7.9		
	22 インターネットや携帯電話、ゲーム機の使い方（時間や利用してよいもの等）について、家の人とルールを決めています	65.2	22.5	7.0	5.3	87.7	86.0	1.7	

<全体の様子について>評価が昨年度と同等、もしくは上がった項目は22項目中16項目ありました。

<特に割合が増加した項目>②日々の授業や保健指導等で意識させてきました。⑧「なのはなプロジェクト」等、地域の特色を大切にしたい教育活動を今後も展開していきます。⑩コミュニティ・スクールとして地域と連携・協働した教育課程を意識してきました。今後も継続・発展を目指します。⑫生活アンケートや教育相談等を丁寧に行ってきました。今後も成長を支える視点を大切にします。

<特に割合が減少した項目>③読書の楽しさを感じられるよう教育活動を工夫します。⑤重点課題だと受け止めています。主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を進めます。

<割合が低い項目>③国語の授業、図書委員会の活動、環境等を工夫します。⑬運動が苦手な子も楽しく、目標をもって取り組めるような工夫を、引き続きしていきます。

令和5年度学校教育診断アンケート結果

◎よくあてはまる ○ややあてはまる △あまりあてはまらない ×まったくあてはまらない

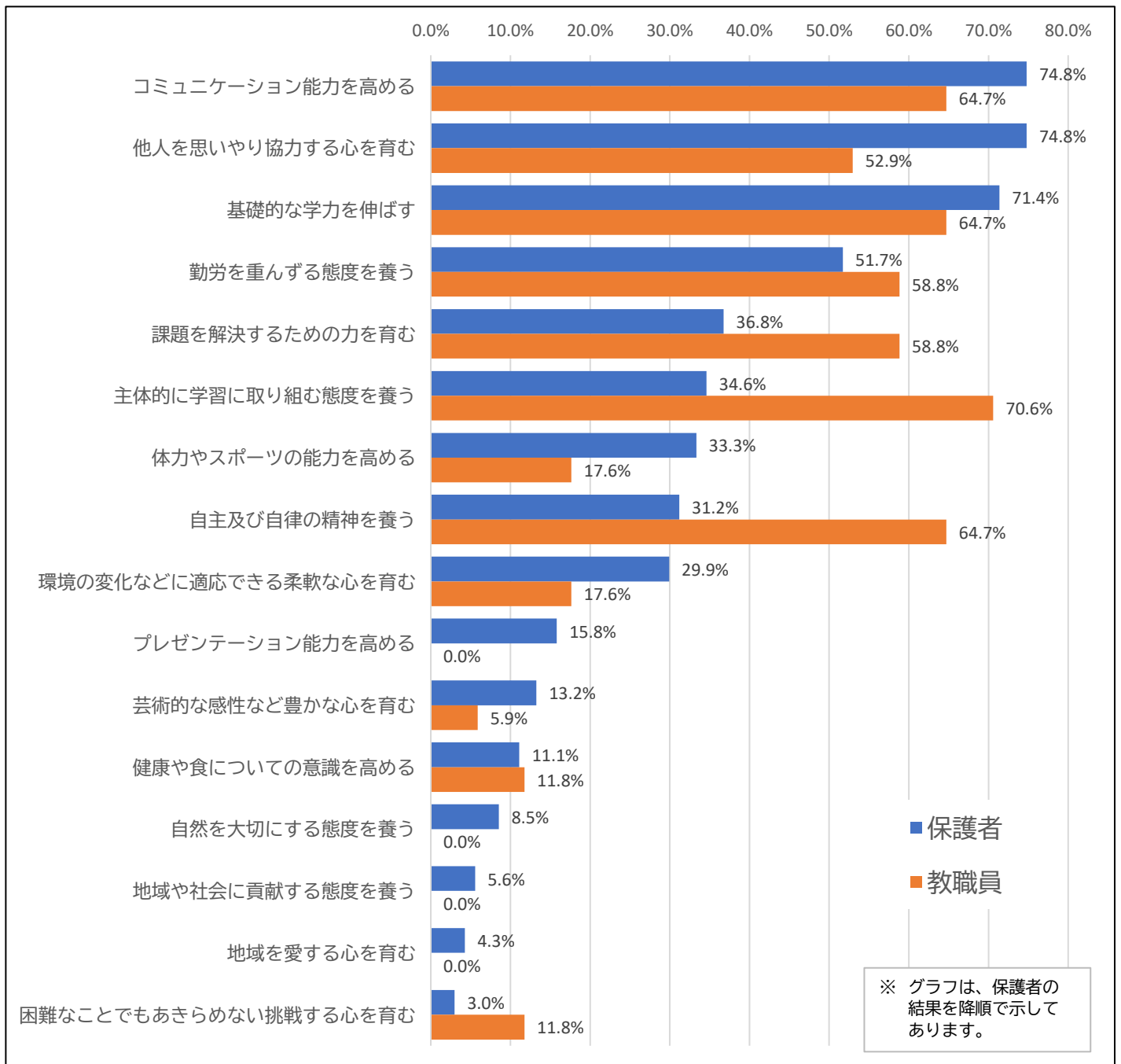
令和6年1月

No.	診断内容	◎ ○ △ ×					R5	R4	増減
		0%	20%	40%	60%	80%	100%	◎○	◎○
確かな学力	1	お子さんは、漢字や計算などの基礎的な学力が身につけている	24.3	55.7	16.1	3.9	80.0	80.8	-0.8
	2	お子さんは、正しい姿勢や学習用具（えんぴつ）の使い方で学習している	16.5	55.7	24.8	3.0	72.2	70.9	1.3
	3	お子さんは、進んで本を読んでいる	13.5	19.7	45.0	21.8	33.2	40.2	-7.0
	4	お子さんは、人の話をよく聞き、仲間と学ぶことができる	21.3	62.2	15.7	0.9	83.5	82.0	1.5
	5	お子さんは、相手に自分の考えや思いを伝えることができる	15.2	60.9	23.5	0.4	76.1	74.7	1.4
	6	お子さんは、学校で学んだことを生活や他の学習に生かすことができる	20.0	64.3	15.7	0.0	84.3	83.1	1.2
	7	お子さんは、英語活動、英語の授業を楽しみにしている	27.1	43.2	24.9	4.8	70.3	未調査	-
	8	お子さんは、家庭で学年×10分の学習をしている（読書や習い事の時間も含む）	28.3	37.0	26.5	8.3	65.2	67.8	-2.6
	9	お子さんは、タブレットやPCなどの使い方を学習し、活用している	22.2	48.7	24.3	4.8	70.9	70.5	0.4
たくましい子	10	お子さんは、「早寝・早起き・朝ごはん」など、規則正しい生活ができています	30.9	47.0	18.7	3.5	77.8	80.5	-2.6
	11	お子さんは、進んで運動に取り組んでいる	28.7	36.1	30.4	4.8	64.8	62.5	2.3
心豊かな子	12	お子さんは、進んで挨拶ができています	24.5	51.1	21.8	2.6	75.5	73.2	2.4
	13	お子さんは、進んで身の回りの整理整頓ができています	10.9	33.5	44.3	11.3	44.3	43.3	1.1
	14	お子さんは、同じ学年の友だちや異学年の友だちを大切にしている	49.6	46.5	3.9		96.1	95.8	0.3
	15	お子さんは、地域のことにくわしくなり、愛着をもつようになっています	15.2	52.2	31.3	1.3	67.4	66.3	1.1
	16	お子さんは、行事や学習などを通して、自己肯定感を高めることができています	22.2	60.0	17.4	0.4	82.2	80.8	1.3
その他	17	学校は、いじめの早期発見に努め、悩み事の相談に親身になって対応してくれる	28.3	58.3	10.9	2.6	86.5	80.1	6.4
	18	学校は、地域の人材を生かし効果を上げている（例：地域講師、ボランティア等）	28.7	58.3	12.2	0.9	87.0	85.1	1.9
	19	学校や学年からの便り、ホームページは、学校の様子を知るのに役立っている	46.5	45.7	7.8		92.2	88.1	4.1
	20	インターネットや携帯電話、ゲーム機の使い方（時間や利用してもよいもの等）について、お子さんとルールを決めている	27.8	47.8	20.9	3.5	75.7	79.7	-4.0

<全体の様子について>評価が昨年度と同等、もしくは上がった項目は20項目中14項目ありました。
 <特に割合が増加した項目>⑩生活アンケートや教育相談を丁寧に行いました。学校がすべての児童にとって安心な居場所となるよう引き続き努めます。⑨ホームページを毎日更新しました。学校の様子の共有は家庭・地域・学校の協働的な関係を強化するものと考えています。
 <特に割合が減少した項目>③児童が、本を読んで感動したり世界が広がったりする経験を積めるよう教育活動を工夫します。
 ⑳学校では、児童がインターネット等と適切に関われるように情報モラル教育の充実に努めます。
 <割合が低い項目>③先述しましたが、読書の楽しさを実感できる教育活動の工夫が必要だと考えています。⑪体育の授業や体育委員会の活動等を工夫して、運動の大切さや楽しさを感じられるようにします。⑬整理整頓をすることの良さに気づけるよう日々の生活指導を行っていきます。

令和5年度学校教育診断アンケート結果
 <学校教育で特に期待（重視）すること>

令和6年1月



保護者、教職員の上位5項目比較

保護者		教職員	
1	コミュニケーション能力を高める	1	主体的に学習に取り組む態度を養う
	他人を思いやり協力する心を育む		コミュニケーション能力を高める
3	基礎的な学力を伸ばす	2	基礎的な学力を伸ばす
4	勤労を重んずる態度を養う		自主及び自律の精神を養う
5	課題を解決するための力を育む	5	勤労を重んずる態度を養う
			課題を解決するための力を育む

アンケート結果を見ると、保護者と教職員とも期待（重視）することの上位はほぼ同じでした。保護者の1位である「他人を思いやり…」は、教職員では上位5項目には登場していませんが、それに次ぐ割合となっています。

「主体的に学習…」「自主及び自律…」は、他の項目と比べて、教職員と保護者の結果に開きがありました。主体性等は、予測困難な時代に子供たちが自らの足で自分の人生を歩んでいくために必要な資質・能力であると考えています。引き続き、子供たちの自主性等を養うために、教育活動を工夫していきます。

学校教育診断アンケートの保護者の声を受けて

貴重な御意見ありがとうございました。また、励ましの言葉もいただき、ありがとうございました。

○PTA活動について（役員数、あいさつ運動標語等審査の公平性）※回答はPTA役員より

PTAの活動、組織については役員会・委員会で検討しています。令和2年度に各部会の活動を見直し、4部会から3部会に変更しました。各町の委員の数は、令和4年度に見直し、全体では以前より2～3名少なくなりました。今後も、PTAの活動が適切に運営できるよう、いただいた意見を踏まえながら必要に応じて検討をしていきます。

あいさつ運動標語、ポスター審査については、PTA委員会で厳正に審査し、入選作品を決めています。子供たちの活躍の場となるように応募作品の活用を進めていきます。

○宿題について（宿題の量、長期休業中の親の負担感）

家庭での学習は、自分から進んで学習する習慣を身につけることができるように各学年の発達段階に合わせて考えています。各学期、長期休業中ともに子供たちが主体的に取り組めるように学び方、取り組み方の指導を充実していきます。

○行事について（小中の行事日程の重なり、運動的行事の充実）

今年度は、小学校の学芸会と六中祭の日程が重なり、大変ご迷惑をおかけしました。今後は、中学校と小学校の行事が重ならないように、両校で連携をして日程を決めていきます。

長縄跳び、一輪車、竹馬など本校の伝統的な取り組みについては、今後も「運動大好きな子」（体力向上）を目指して積極的に取り組めるように工夫をしていきます。

本校は教育目標の一つとして、子供たちが主体的に活動することを目指しています。運動会などの行事でも、子供のアイデアを生かした運営ができるように工夫をしていきます。

○登下校について（安心・安全の確保）

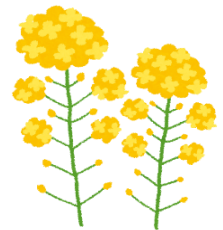
登下校の安全確保は、大きな課題です。登下校は保護者の皆様、地域の見守りボランティア、防犯パトロールの皆様に見守っていただき、感謝をしています。通学班、学年で、安全に登下校できるように学校では、全校、学級など折に触れて、機会を設け、交通安全をはじめとする安全意識の向上に努めていきます。

○その他御意見

教員の指導、支援について御心配の声をいただいております。安心・安全な学校を目指して校長はじめ教職員が一丸となって取り組んでいきます。今後も遠慮なく、御意見、御相談をお願いします。

○励ましの言葉

- ・子供たちを丁寧に見て、連絡をくれるなど親身になってくれる。相談しやすいと感じた。
- ・楽しく豊かな経験をさせてくれるので、ありがたい。



学校運営協議会委員からの評価

・読書は、環境が大切なので、子供たちが読みたくなる本を揃えたい。新しい本が入ると、興味をもって本を手にとることが増えると思うので、図書室、学級文庫などの本を整備したい。学級文庫は、本をローテーションするなど多くの本に触れあうことができる環境を整えたい。

・1日の時間は限られているので、家庭での時間は、自分のやりたいことや習い事が優先され、読書や体を動かすこと、身の回りのことなどに使える時間が少なくなっているのではないかと感じました。

・運動会は、学校規模や子供の健康面等を考えると半日開催が適切だと思う。今年度は子供のアイデアを生かした種目がよかったので、来年もぜひ、子供主体の取組を実践してほしい。親と一緒に参加する種目などがあると盛り上がると思う。

・子供に身につけてほしいことが保護者と教員で違いがあるのは、保護者が受けた教育と現在の教育の違いがあるのではないかと感じました。今の教育は、子供自身が主体となる教育で、時代とともに教育は変わっていくことを感じました。

- ・校内を歩くと「こんにちは」と挨拶してくれる子供が多くいて気持ちがよい。

主な行事予定

・4月1日現在 *予定は変更になることがあります

【1学期】

- | | | | |
|--------|----------------------|----------|------------------------|
| 4月 4日 | 入学式・始業式 | 5月18日 | 運動会 |
| 8日 | 退任式 | 6月10日 | 不審者対応避難訓練
防犯教室(2年生) |
| 9日 | 避難訓練、給食開始 | 13日 | ざくろの会② |
| 15~18日 | 家庭訪問(希望家庭) | 22日 | 学区クリーン作戦 |
| 15日 | 第1回学校運営協議会 | 7月 9~11日 | 1学期個別懇談会
絵をかく会作品展示 |
| 18日 | 全国学力学習状況調査
(6年生) | 11日 | ざくろの会③ |
| 20日 | 授業参観、PTA総会
引き渡し訓練 | 18日 | 給食終了 |
| 5月 9日 | ざくろの会① | 19日 | 終業式 |



【2学期】

- | | | | |
|------------|-------------------------|----------|----------------|
| 8月28日 | 始業式、保小中避難訓練 | 10月19日 | 岡崎のハーモニー |
| 30日 | 給食開始 | 11月 2日 | 学芸会 |
| 31日 | 市小学校水泳大会 | 3日 | 親子にこコスモスウォーキング |
| 9月12日 | ざくろの会④ | 7日 | ざくろの会⑥ |
| 13日 | 授業参観、夏休み作品展 | 10日 | 学区ツナグ秋まつり |
| 25~26日 | 山の学習(5年生) | 14日 | 学区クリーン作戦 |
| 10月 3日 | ざくろの会⑤ | 20~21日 | 修学旅行(6年生) |
| 9~11日 | キッズデイズ | 29日 | 就学時健康診断 |
| 9~10日 | 市小学校球技大会 | 12月 4~6日 | 2学期個別懇談会 |
| 15日 | 観劇会(劇団ポプラ座) | 12日 | 校内マラソン大会 |
| 18日 | 菜の花種まき(予定) | 12日 | ざくろの会⑦ |
| 10月19日~20日 | 理科、技術・家庭科作品展
おかざきっ子展 | 19日 | 給食終了 |
| | | 23日 | 終業式 |



【3学期】

- | | | | |
|-------|-----------------|-------|------------|
| 1月 7日 | 始業式、書き初め大会 | 2月20日 | 第2回学校運営協議会 |
| 8日 | 避難訓練 | 3月 4日 | 6年生を送る会 |
| 10日 | 給食開始 | 5日 | 感謝する会 |
| 16日 | ざくろの会⑧ | 11日 | 同窓会入会式 |
| 21日 | 学力テスト | 13日 | ざくろの会⑩ |
| 25日 | 授業参観
校内書き初め展 | 19日 | 卒業証書授与式 |
| 2月13日 | ざくろの会⑨ | 21日 | 給食終了 |
| | | 24日 | 修了式 |





学校
(コミュニティ・スクール)



学校運営協議会

【地教行法第47条の5】

こんな教育を展開
します

教育方針を承認します



こんな子供を育てたい!

これからは、〇〇に
力を入れたらどうか

月1回「ざくろの会」開催

学校運営協議会のメンバーの他、家庭・地域・企業等の方が参加できるオープンな集まり。決定機関ではなく、意見交流の場。学校運営協議会主催。



こんなことに
困っています

〇〇なら力にな
れると思う

地域学校協働活動 (学校支援活動体制)



学習支援部会

読み聞かせ 昔の遊び 田植え
なのはなプロジェクト プール監視
総合学習等外部講師 社会見学補助
企業出前授業 等

環境整備部会

花壇の世話
草刈り
丸池清掃 等

安全部会

登下校見守り
青色パトロール 等

文化・スポーツ部会

放課後活動支援 (部活動支援)
地域行事参画促進
親ゼミ 竹馬活動 等

るるの会 明生クラブ 碧の会 JAあいちみかわ
地域包括支援センター ちゅらぼ 28会 30会
令和会 パトロール隊 登下校ボランティア
学区まつり実行委員会 等

家庭・地域

学校がこんな活動を考えています

【社会教育法第9条の7】

力になります!

地域学校協働活動推進員

現在、地域学校協働活動推進員は委嘱されていない。学校運営協議会委員がこの役割を担っている。



地域
住民

保護者

PTA

企業
NPO

スポー
ツ団体

社教
団体

岡崎市学校運営協議会規則をここに公布する。

別添 4

令和 4 年 7 月 28 日

岡崎市教育委員会
教育長 安 藤 直 哉

岡崎市教育委員会規則第 3 号

岡崎市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、岡崎市立の学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、岡崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営の計画に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、前条第1項の規定により承認した学校経営の計画、教育課程の編成等の基本的な方針の実現に資する一般的な事項(特定の個人に関する事項を除く。)について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を当該委員に示さなければならない。

（会長及び副会長）

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要

する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第16条 この教育委員会規則に定めるもののほか、この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

特色ある教育活動・地域学校協働活動

<令和5年度の主な活動>

○ 校内花壇の整備



○ 校内草刈り



○ 北の池の掃除



○ なのはなプロジェクト



<今後の活動>

